

報告事項（1）

令和5年度都市文化賞表彰選考部会の結果について



報告事項（1）令和5年度都市文化賞表彰選考部会の結果について

千葉市都市文化賞 2023 の選考結果について

グランプリ

the RECORDS

景観まちづくり部門 優秀賞

ZOZOSTUDIO

YohaSアリーナ～本能に、感動を。～、TIPSTAR DOME CHIBA

景観広告部門

優秀賞

スタジオ・チッタ

建築文化部門

優秀賞

幕張豊砂駅

鍋島整形外科新棟

C-HOPE賞（ホープ賞）

手作り公園まさごの会

募集期間：令和5年7月1日～9月30日

応募件数：景観まちづくり部門9件、景観広告部門19件、建築文化部門20件

報告事項（1）令和5年度都市文化賞表彰選考部会の結果について

グランプリ 「the RECORDS」



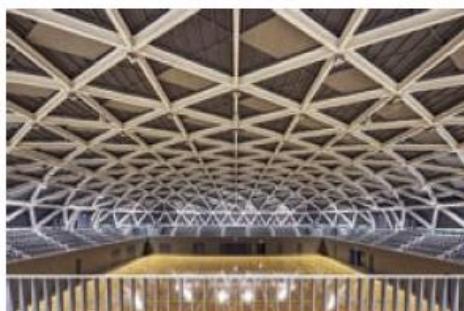
報告事項（1）令和5年度都市文化賞表彰選考部会の結果について

景観まちづくり部門 優秀賞 「ZOZOSTUDIO」



報告事項（1）令和5年度都市文化賞表彰選考部会の結果について

景観まちづくり部門 優秀賞 「YohaSアリーナ ~本能に、感動を。~、TIPSTAR DOME CHIBA」



報告事項（1）令和5年度都市文化賞表彰選考部会の結果について

景観広告部門 優秀賞 「スタジオ・チッタ」



報告事項（1）令和5年度都市文化賞表彰選考部会の結果について

建築文化部門 優秀賞 「幕張豊砂駅」



報告事項（1）令和5年度都市文化賞表彰選考部会の結果について

建築文化部門 優秀賞 「鍋島整形外科新棟」



報告事項（1）令和5年度都市文化賞表彰選考部会の結果について

C-HOPE賞（ホープ賞） 「手作り公園まさごの会」



報告事項（1）令和5年度都市文化賞表彰選考部会の結果について

千葉市都市文化賞フォーラム2023 令和6年2月10日 千葉市生涯学習センターにて



報告事項（2）

千葉市まちづくりデザイン協議について
～ちば・まち・デザイン協議～



都市デザイン調整とは

ちば・まち・ビジョン

第7章「ちば・まち・ビジョンの実現に向けて」

第1節「多様な主体との連携によるちば・まち・ビジョンの実現」

2 都市デザインの調整の推進

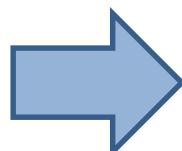
公共施設整備や民間都市開発などにあたっては、都市の生い立ちや地域の資源などを読み解き、市民のライフスタイルなどから見た「目指すべき都市の姿」を企画立案し、地域にふさわしいデザインを検討していくことが必要です。

このため、まちづくりに大きな効果や影響を与える事業を総合的かつ戦略的に規制・誘導するため、官民を問わず大規模な施設整備について、計画構想の段階から事業者と協議、配慮を求める都市デザインの調整に取組みます。

都市デザイン調整では、

民間施設 公共施設

それぞれを誘導する必要がある。



■ 民間施設の誘導

新たな制度を運用（令和6年2月1日施行）

■ 公共施設の誘導

公共施設景観デザインガイドライン
を見直し運用（令和6年6月頃～）

【1】千葉市まちづくりデザイン協議（ちば・まち・デザイン協議）について

ちば・まち・デザイン協議とは

都市づくり・まちづくりの基本的な方針を定めた「ちば・まち・ビジョン」や千葉市景観計画等を踏まえた、地域にふさわしいデザインを検討し、千葉市ならではのウォーカブル（歩きたくなる）、リバブル（暮らしやすい）、サステナブル（持続可能）な美しく心地よい都市の実現を図るため、まちづくりに大きな効果や影響を与える事業（建築物の配置や規模、用途、形態、意匠等）に関して、計画や設計が確定する前のできるだけ早い段階から協議、配慮を求めるもの。

【2】計画段階、設計段階での協議内容

協議の段階		主な調整内容	備考
計画段階	構想・計画・ 基本設計の段階	建築物の配置、規模、用途等	
設計段階	詳細設計の段階	建築物の形態、意匠、色彩、外構等	景観法に基づく届出の 事前協議

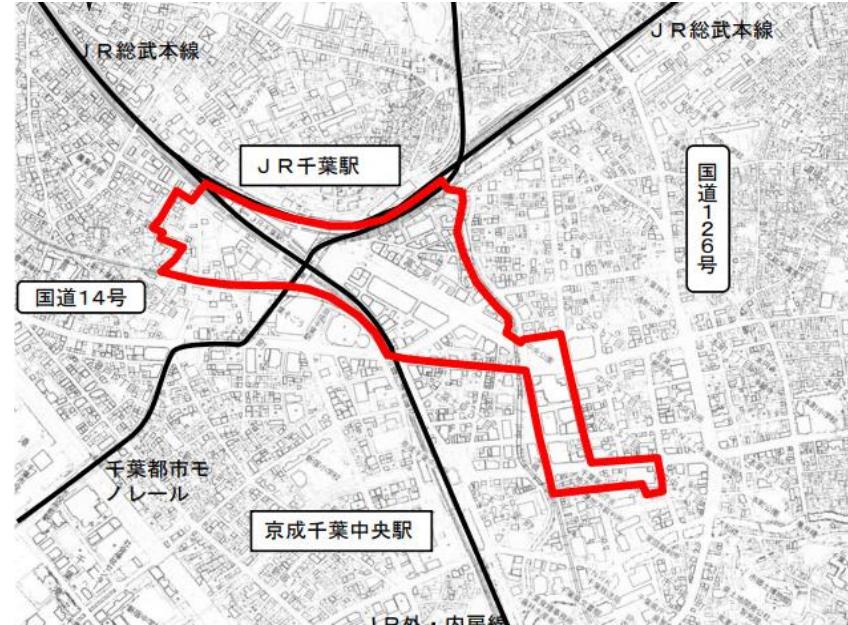
【3】千葉市まちづくりデザイン協議の対象事業

協議対象行為	協議段階			
	計画	設計		
① 千葉都心における建築物の新築又は増築	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
② 土地利用制限の緩和や補助事業の活用による建築物の新築又は増築	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
③ 市全域における 建築物の新築、増 築、改築、移転、 外観に係る修繕若 しくは模様替又は 外観の色彩の変更 (①②を除く)	市街化 区域	次のいずれかに該当するもの (1) 高さが 20mを超えるもの (2) 延べ面積が 5,000 m ² を超える もの	—	<input type="radio"/>
	市街化 調整区域	次のいずれかに該当するもの (1) 高さが 10mを超えるもの (2) 延べ面積が 1,000 m ² を超える もの	—	<input type="radio"/>
④ 市全域における開発行為 (①②を除く)	区域面積が 10,000 m ² を超えるもの		—	<input type="radio"/>

※③、④については、「ちば・まち・ビジョン」の要所となる9つのエリアに関わるものに限る。

【3】千葉市まちづくりデザイン協議の対象事業 <参考図>

①における千葉都心は、右図の赤線で示す範囲です。



③、④については「ちば・まち・ビジョン」に示す、都市を構成する要所となる9つのエリアに関わるものが対象です。

豊かな緑と水辺

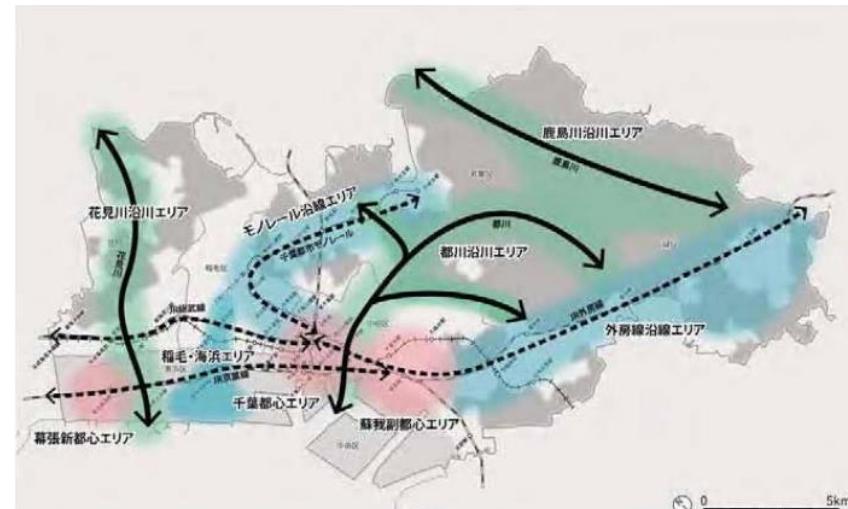
1 都川沿川エリア 2 花見川沿川エリア 3 鹿島川沿川エリア

都心(商業・業務・文化の拠点)

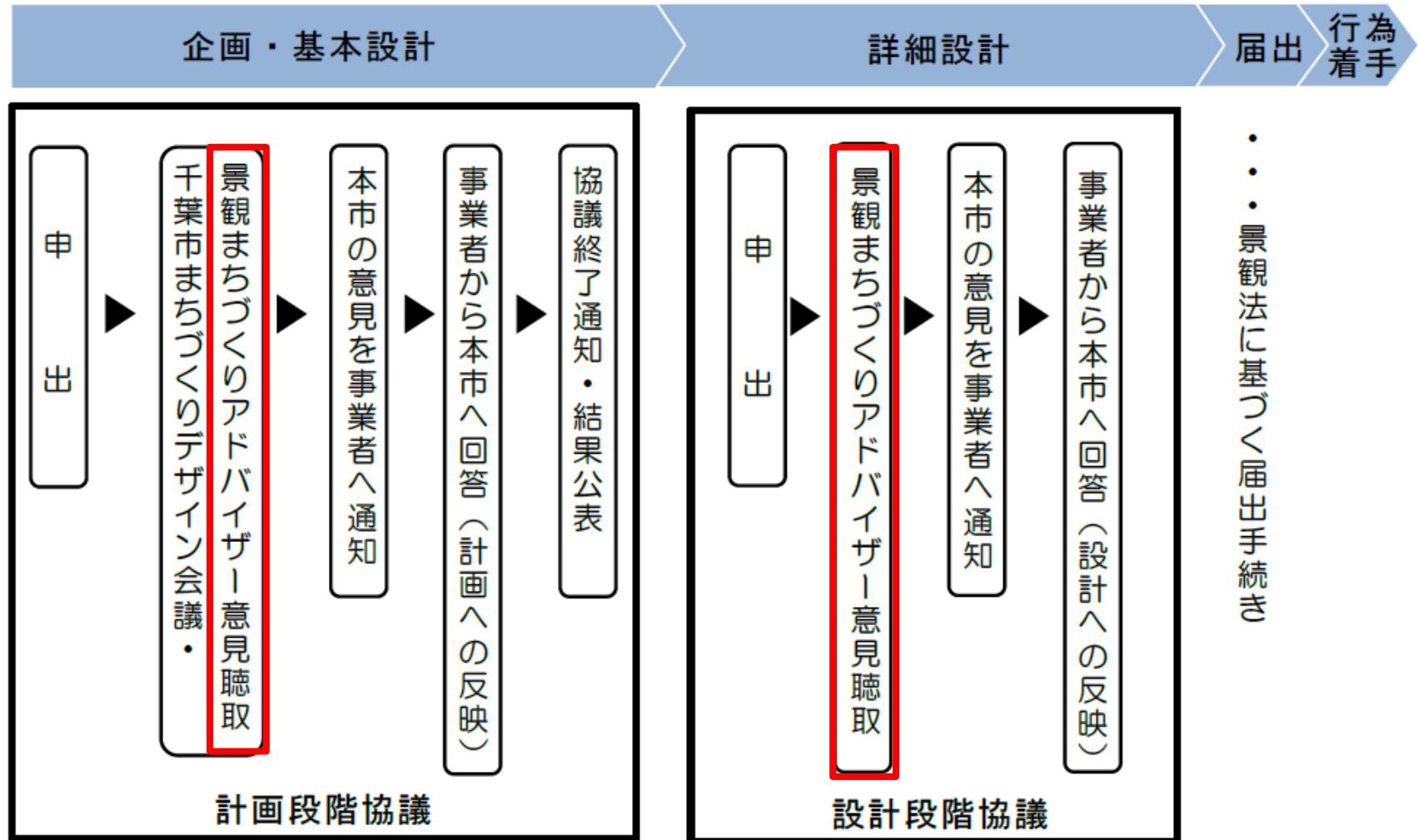
4 千葉都心エリア 5 幕張新都心エリア 6 蘇我副都心エリア

駅を中心とした市街地

7 稲毛・海浜エリア 8 モノレール沿線エリア 9 外房線沿線エリア



【4】協議フロー



報告事項（3）

九都県市が連携して行う広告宣伝車の屋外広告物規制について



【1】広告宣伝車とは

「自動車の用途等の区分について（依命通達、自動車局長）」によると、広告宣伝車は、特種用途自動車（8ナンバー）の一種であり、映像により放送宣伝を行う自動車「放送宣伝車」に分類される。

【2】九都県市での取り組みの経緯

(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)

(1) 第83回首脳会議（令和5年4月）

東京都から「広告宣伝車の課題について整理し、規制のあり方について検討するため、九都県市首脳会議で検討会の設置」が提案。

(2) 検討会（令和5年6月から6回実施）

検討結果として、九都県市における広告宣伝車の規制内容と走行実態を共有し、「広告宣伝車の規制の在り方」について取りまとめたほか、九都県市で連携して周知等を行うこととした。

(3) 第85回首脳会議（4月22日）

書面での報告

(4) 九都県市同時記者発表（5月15日）

各都県市が同じ内容で発表

【3】検討会の成果 ①屋外広告物条例や制度の普及啓発活動の実施

チラシ（参考資料1）を活用し、
広告宣伝車事業者等に対して
周知を行う。

～広告宣伝車（アドトラック）事業者の皆様へ～ 屋外広告物条例をご確認ください！

許可がなければ条例違反になることがあります

次の場所・位置がある自治体の屋外広告物条例を必ずご確認ください。
広告宣伝車を走行させる場所 車両の使用の本拠の位置

広告デザインへの配慮は十分ですか？

- 交通安全に配慮したデザインですか？
周囲の景観と調和したデザインですか？
公共空間で不特定多数の人が見ることに配慮したデザインですか？

(公社) 東京屋外広告協会の自主審査基準を参考に、
広告デザインの自主チェックにご協力をお願いします。
・車体利用広告デザイン自主審査基準（車体共通）
・広告宣伝車自主審査基準



(公社) 東京屋外
広告協会HP

関係法令を遵守していますか？

- 音の大きさの基準を遵守していますか？
道路交通法等を遵守し、交通安全に配慮していますか？



九都県市首脳会議 ～以下の1都3県5政令市の連携した取組みです～

自治体名	担当部署名	電話番号
埼玉県	都市整備部 都市計画課	048-830-5528
千葉県	県土整備局 都市整備部 公園緑地課	043-223-3279
東京都	都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課	03-5388-3335
神奈川県	県土整備局 都市部 都市整備課	045-210-6209
横浜市	都市整備局 地域まちづくり部 景観調整課	045-671-2648
川崎市	建設総務局 道路河川管理部 路政課	044-200-2814
千葉市	都市局 都市部 都市計画課 都市デザイン室	043-245-5307
さいたま市	都市局 都市計画部 都市計画課	048-829-1409
相模原市	都市建設局 まちづくり推進部 建築政策課	042-769-9252

【3】検討会の成果 ②国への要望

広告宣伝車で使用されている灯火装置に係る「道路運送車両の保安基準」の遵守に関する普及啓発について、東京都が九都県市を代表して国に要望を行いました。

(1) 実施時期

令和6年5月21日（火）

(2) 要望先

国土交通省

(3) 要望内容

「道路運送車両の保安基準」における「その他灯火等の制限」の遵守に関する指導と普及啓発

【4】千葉市の状況と今後の対応について

- ・千葉市屋外広告物条例において、広告宣伝車は適用除外としている。
- ・千葉市としては、現在のところ、深刻な問題には至っていないことから、条例等の改正は行わず、九都県市共同の啓発活動に協力することとしたい。